議案第16号

新居浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について

新居浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を 次のとおり制定する。

令和4年2月28日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正 する条例

新居浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和41年条例第22 号)の一部を次のように改正する。

第9条ただし書中「水火災その他の災害」を「災害(水火災又は地震等の災害をいう。 以下同じ。)」に改める。

第13条を次のように改める。

(報酬)

- 第13条 団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。
- 2 団員には、別表第1に定める額の年額報酬を支給する。
- 3 年額報酬は、毎年10月及び翌年4月にそれぞれその2分の1に相当する額を支給する。ただし、年度の途中で任用され、又は退職し、失職し、若しくは死亡した団員の年額報酬については、月割により算定した額を支給する。
- 4 前項ただし書の規定により算定した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切

- り捨てるものとする。
- 5 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、別表第2に定める額 の出動報酬を支給する。
- 6 出動報酬の支給方法は、市長が別に定める。

第14条第1項から第4項までを削り、同条第5項中「前各項の場合を除き団員」を「団員」に改め、同項を同条第1項とし、同条第6項中「旅費の費用弁償」を「費用弁償」に、「例により、報酬及びその他の費用弁償の支給方法については、別に定める」を「例による」に改め、同項を同条第2項とする。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1 (第13条関係)

階級	支給金額
団長	206,000円
副団長	154,400円
分団長	132,100円
副分団長	7 1,200円
部長	56,900円
班長	3 9,000円
団員	36,500円(機能別団員にあっては、12,100円)

別表第2 (第13条関係)

X		支給金額(1日につき)
災害のために出動した場合	2 時間以內	2,000円
	2時間を超え4時間以内	4,000円
	4時間を超え6時間以内	6,000円
	6時間超	8,000円
警戒のために出動した場	2,000円	
訓練のために出動した場	2,000円	
上記以外で出動した場合	2,000円	

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第13条、第14条、別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の分として支給すべき報酬及び同日以後に支給すべき事由が生じた費用弁償について適用し、同日前の分として支給すべき報酬及び同日前に支給すべき事由が生じた費用弁償については、なお従前の例による。

提案理由

消防団員の処遇を改善するため、出動した際に支給する費用弁償を出動報酬に改めるとともに、報酬の額の見直しを行う等のため、本案を提出する。